

～卸売・小売業者の皆様へ～

令和2年4月1日から食品の表示のルールが変わります。

卸売・小売業者が企画したセットや箱詰め商品は、食品表示法による表示が必要です。

酒類を含む食品については、店頭等で購買者の求めに応じて、詰め合わせ内容がその都度変わる場合、箱などの外装(小売のための箱や包装)は単なる化粧箱に過ぎないとして、食品表示法による表示は必要ありませんが、このような場合を除いて、外装には食品表示法による表示を行う必要があります。

(表示が必要な場合)

- 卸売会社が企画し、複数の商品を詰め合わせたセット商品を販売
- 販売店が企画し、お歳暮など詰め合わせたセット商品を販売
- 販売店が企画し、オリジナルの箱に商品を入れて販売

(表示が不要な場合)

- 顧客からの求めに応じて、箱詰め又は包装して商品を販売
- 顧客からの依頼で、複数の商品を詰め合わせたセットを販売
- 箱が透明になっているなど、外装を開封しなくても中の商品の表示が確認できる場合
- 元々メーカーで箱詰めして出荷している商品



平成27年4月に施行された食品表示法では、新たな表示のルールに慣れるまで、経過措置期間として令和2年3月31日までは、「従前の例によることができる」となっていますが、もうすぐ、その期間が終了します。

詳しくは、お近くの酒類指導官部門にお問い合わせください(なお、酒類以外の食品については、各県の問合せ窓口へご相談ください。)

(お問合せ先)

富山県	富山税務署	酒類指導官部門	076-432-4199 (直通)
石川県	金沢税務署	酒類指導官部門	076-261-9990 (直通)
福井県	福井税務署	酒類指導官部門	0776-20-0147 (直通)